

平成23年度第1回佐倉市高齢者福祉検討会

日時：平成23年7月5日（火）10時～12時30分

場所：社会福祉センター地下会議室

出席者

副会長	兼坂 誠	社会福祉協議会
委員	鋤地 平子	民生委員・児童委員
委員	瀬尾 潔	ボランティア団体
委員	鳥塚キミ子	高齢者クラブ
委員	濱田はるみ	公募市民
委員	芦崎 徹	公募市民
委員	能代 裕	公募市民

事務局出席者

高齢者福祉課 課長	菅井 康成
(生きがい支援班)	清宮 勝弘
	阿部 徳彦
	藤村 和範
(包括支援班)	斎藤 秀晴
	里吉 奏子
(介護予防班)	田中 綾子

欠席者 0名

傍聴者 1名

1. 開会 高齢者福祉課	<p>それでは、定刻を過ぎましたので、始めさせていただきますと思います。 本日は、お忙しい中、高齢者福祉検討会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日司会をさせていただきます高齢者福祉課 清宮でございます。よろしくお願いいたします。 会議に入る前に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。 ・会議次第 ・資料1 アンケート調査票（高齢者/要介護の2種類） ・資料2 高齢者人口と介護保険認定者数 ・資料3 第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画資料編の実績 ・資料4 佐倉市地域包括支援センター ・資料5 平成22年度佐倉市地域包括支援センター実績報告書 その他「平成22年度千葉県認知症地域支援体制構築モデル事業報告書」 以上でございます。 では、会議の開催にあたり、高齢者福祉課長よりご挨拶申し上げます。</p>
2. あいさつ 菅井高齢者福祉課長	<p>本日は大変お忙しい中、第1回佐倉市高齢者福祉検討会にご出席いただきありがとうございます。また、日頃より佐倉市の福祉行政にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。 高齢者福祉検討会の皆様には、第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画の見直しの内、介護保険事業対象外の内容に重点を置いて、ご検討をお願いするものでございます。 この後、「平成22年度高齢者サービス等事業実績」や「地域包括センターの実績報告」について担当から報告がありますが、皆様の忌憚のないご意見を頂き、計画に反映してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>

高齢者福祉課

それでは、ただいまより、第1回高齢者福祉検討会を開催いたします。
議事に入る前に、「佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱」の第9条第3項で「各検討会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。」となっております。会長、副会長の互選の方法につきまして、いかがいたしましょうか。どなたかご意見ございますか。

～ 意見なし ～

事務局（案）を用意させていただいておりますがいかがでしょうか。

それでは、高齢者福祉検討会の会長として兼坂委員を、副会長として鳥塚委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか？

～ 異議なし ～

それでは、会長に兼坂委員、副会長に鳥塚委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここからは、兼坂会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

3. 議 事 兼坂会長

こんにちは、ご紹介にあずかりました兼坂でございます。

規定によりまして会長が会議の進行を務めることとなっているようでございます。不慣れな点があるかと思いますが、皆様のご協力をいただく中で、進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議には傍聴人がみえております。本来、会議は公開することが原則となっておりますが、会議を公開することにより公正・円滑な議事運営が阻害されると認められる場合には、当懇話会の決定により、会議の全部または一部を公開しないことが可能となっております。本日の会議について、傍聴を認め、会議を公開することによってよろしいでしょうか。

～ 委員了承 ～

それでは会議を公開し、傍聴を認めますので、よろしくお願いいたします。

議 事（１）アンケート調査について

それでは、議事（１）アンケート調査について、これにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

高齢者福祉課

高齢者福祉課生きがい支援班 清宮です。よろしくお願いいたします。
はじめに、前回の懇話会の中で、買い物についてのご意見がありましたことについて説明させていただきます。買い物につきましては、企画政策課が毎年実施しております市民意識調査の「産業経済の分野」の中で、買い物の場所・店の形態・利用する形態・買い物の交通手段・店選びの条件等の項目について実施しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、お手元の資料1「アンケート調査票」をご覧ください。

まず、全体的には、前回ご意見をいただいた内容を参考にさせていただき、語句の修正のほか、解説等を加え、回答しやすく改良させていただきました。

次に、この度、計画の見直しにあたりまして、業務の委託先が「株ぎょうせい」に決定し、アンケート調査票について打合せを行いました。そして、

	<p>国の示した項目の他に、調査項目を増やした方がというアドバイスを受け、一部追加したところでございます</p> <p>主な追加項目についてですが、資料1の高齢者(一般高齢者)アンケート調査、11ページ設問(9)「介護保険に係る施策や高齢者支援サービスについて」の問78～問86を追加し、さらに、自由意見欄を設けさせていただきました。次に、要介護(要支援)認定者サービスアンケート調査につきましては、4ページ、(4)「今後の介護保険制度にかかわる施策について」の問11～問21、6ページ(5)「介護サービス事業者について」の問22～問27を追加。さらに、13ページ(7)「地域包括支援センターについて」の問83～問85を追加しております。</p> <p>次に、資料2「高齢者人口と介護保険認定者数」をご覧いただきたいと思っております。高齢者(一般高齢者)アンケート調査」と要支援・要介護認定者を対象とした「要介護(要支援)認定者サービスアンケート調査」の2種類のサンプル数について、このように、実施させていただきます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。なお、お願いでございますが、ご発言の際は、録音をしておりますので、挙手をして、お名前の方を、一つよろしくお願いいたします。</p>
A委員	<p>一般高齢者アンケート調査の2ページ問3で「年金の種類は次のどれですか。」とありますが、これについては“主な”という言葉を入れたほうがよろしいかと思っております。</p>
高齢者福祉課	<p>はい、こちらにつきましては、「<u>主な</u>年金の種類は次のどれですか。」に変更させていただきます。</p>
A委員	<p>それと12ページにあります給付費負担割合についてですが、一号被保険者と二号被保険者について解説を入れたほうがよろしいかと思っております。</p>
高齢者福祉課	<p>表の下に解説をいれさせていただきます。</p>
B委員	<p>アンケートの内容について、まだ追加することは可能ですか？</p>
高齢者福祉課	<p>7月15日に発送予定であり、印刷の関係もあることから、大幅な修正は時間的に正直難しいです。微修正や語句の修正なら可能ですが。</p>
B委員	<p>一般高齢者アンケート調査の8ページ(7)の問55～56の新聞、本、雑誌を読んでいますとありますが、他のメディアを利用されている方も多いと思っておりますので、社会参加活動ということを考えますと、インターネットやTV等を加えた方がよろしいかと思っております。</p>
高齢者福祉課	<p>こちらについては、単純に他との接点があるのか無いのかといった質問になっており、また、読むということで脳を動かすこととなります。そのよう</p>

<p>C 委員</p>	<p>な内容をこの2点で聞いておりますので、この形でいきたいと思ひます。</p> <p>質問ではなく受けた印象ですが、一般高齢者アンケート調査の10ページ問70「以下の在宅サービスを利用していますか。」とありますが、言葉が難しく、違いを理解しにくいと思ひますよね。介護保険上の制度の問題ですので仕方の無いことだと思ひますが。</p>
<p>議 長</p>	<p>私からも一点質問ですが、要介護（要支援）認定者サービスアンケート調査の6ページ（5）の介護事業者についての質問ですが、まれに事業者を使っていない方もいるかと思ひますが、その場合どのように回答すればよいでしょうか？</p>
<p>高齢者福祉課</p>	<p>こちらにつきましては、利用していないとの項目を設け、次へ進んでいただくよう修正いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>この他に何かございませんでしょうか。無いようでしたら、次に移りたいと思ひます。</p>
	<p>議 事（2）第4期計画資料編の実績及び評価について</p> <p>それでは続きまして、議事2に入らせていただきたいと思います。このことにつきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
<p>高齢者福祉課</p>	<p>前回、平成22年度高齢者サービス等事業実績等について報告させていただいており、内容が重複いたしますが、第4期高齢者福祉・介護計画資料編の実績ということで、決算額等を追加いたしまして、高齢者福祉課の各班ごとに集約させていただいております。</p> <p>それでは、資料3「第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画資料編の実績」をご覧くださいと思います。</p> <p>はじめに、生きがい支援班関係です。</p> <p>第1章 あたたかい心がふれあう地域づくり</p> <p>福祉意識の高揚</p> <p>敬老会の実施ということで平成18年度から平成22年度までの実績を示してあります。決算額について、平成21年度につきましてはインフルエンザの流行により中止したため、若干少なくなっておりますが、対象人数は徐々に増加してきております。</p> <p>敬老祝金の贈呈ですが、平成18年度から平成22年度までの対象者数及び贈呈金額は記載のとおり増加してあります。</p> <p>第3章 楽しく生きがいのあるくらしづくり</p> <p>高齢者の就労の機会の確保</p> <p>高齢福祉作業所の活用については、一時、指定管理者ということで、注意書きの通り光熱水費が含まれており、決算額は平成20年度まで高くなっております。</p> <p>シルバー人材センターへの支援については比較的安定した形で推移して</p>

おります。

高齢者クラブについて、平成18年度は80クラブありましたが、平成22年度は65クラブとなっており、これについては趣味の持ち方の多様性が出てきているためであると考えております。

高齢者の学習活動の推進

佐倉市老人憩の家の利用実績ですが、こちらについては年度ごとに利用者が増加してきております。

佐倉市老人福祉センターにおける教養教室の開催ですが、60歳以上の方は無料で使える施設でございます。また9教室講座を開講しており、お風呂も利用できる施設となっております。

第4章 元気いっぱい いきいき健康づくり

いきいき健康づくり

高齢者安心カード交付事業ですが、こちらにつきましては今年度既に60件以上の申請があります。

はり、きゆう、マッサージ等利用実績ですが、申請人数、交付枚数共に増加しており、利用枚数と金額も増加している状況でございます。

次に、介護予防班の実施事業でございます。

第1章 あたたかい心がふれあう地域づくり

啓発活動の実施

福祉介護に関する各種講演会等の実施ということで、平成18年度から平成22年度までご覧の数値でございます。

市民への啓発活動ですが、これは年間を通じて行っている事業でございますので、こうほう佐倉やチラシ・リーフレット、ホームページを活用して市民の皆様への啓発活動を行っております。

第4章 元気いっぱい いきいき健康づくり

介護予防の推進

高齢者等を対象とした介護予防に関する知識の普及啓発ということで、平成22年度は62回、延べ参加者数は2,529人となっております。

地域介護予防活動支援については、平成22年度は10回、延べ参加者数は220人となっております。

佐倉市としとらん塾については、平成22年度59回、延べ参加者数は842名となっております。

(2) 地域と一体となった介護予防の推進

介護予防リーダーの養成ということで、平成22年度は32名となっております。

学習サポーターの養成ですが、平成22年度登録者数は15名となっております。

(3) 特定高齢者を対象とした介護予防の推進

特定高齢者の把握ですが、日常生活に必要な機能の状態を確認するための生活機能評価を実施し、生活機能の低下がみられるかたの把握に努めております。

通所型介護予防ですが、年間を通じて延べ参加者数は1,200名～1,300名程度となっております。

訪問型介護予防の推進ですが、平成22年度は実施回数2回、実参加者数

は1名となっております。

認知症予防の推進

通所型介護予防（認知症予防教室）ですが、平成22年度は実施回数41回、延べ参加者数は732名となっております。

物忘れ相談の実施ですが、平成22年度は9回、相談件数は25件となっております。

次に、包括支援班についてです。

第4章 元気いっぱい いきいき健康づくり

介護家族の支援

介護者教室ですが、こちらは介護中の方、これから介護を行う予定の方を対象に、基本的な介護に関する学習及び実習、並びに介護相談を実施しております。

紙おむつ等購入助成ですが、対象者は要介護3以上の居宅の方で、申請者数、交付枚数、利用枚数は平成18年度以降増加傾向にあります。

介護者のつどいですが、介護中の方を対象に介護に関する学習、介護者自身の健康管理、情報交換等を通じ精神面を含めた支援を実施しております。

訪問理美容出張費用助成ですが、こちらは居宅で理容又は美容のサービスを受ける際の出張費用の一部助成を実施しております。

寝具乾燥消毒サービスにつきましては、平成22年度で事業が終了となっております。

(2) 自立した生活の支援

栄養改善が必要な高齢者への配食サービスですが、平成22年度登録者数は177人、延べ配食者数は22,812食となっております。

緊急通報装置貸与ですが、平成22年度延べ設置台数は215台となっております。

生活管理指導短期宿泊事業ですが、平成22年度は0人ということで、決算額も0円となっております。資料の説明は以上でございます。

引き続き、各班の課題等についてご説明申し上げます。

最初に生きがい支援班ですが、先程もお話ししました通り、高齢者クラブについて、生き方の多様性もあるため、高齢者クラブの会員数やクラブの減少してきていることが大きな時代の流れとして出てきています。生きがい支援班では、主に、元気な高齢者に対する事業を行っておりますので、皆様の中でこの他にも有効な事業があるのではないかとということでご意見をいただければと思います。

介護予防班の田中と申します。特定高齢者を対象とする事業につきましては9～11ページとなっております。その中で、特定高齢者と決定される方は多いのですが、その中で教室にご参加いただける人数は少なくなっております。参加はあくまで本人の意思となりますので、ご本人の生活機能の低下の自覚が無かったり、予防というものに対する意識が低いこともありまして、参加に繋がっていないのが現状でございます。市といたしましては、なるべく参加人数を増やすため、送迎バスを出したり、教室の実施方法や内容の見直しを毎年行っているのですが、今後も地域包括支援センターと連携を

	取り、教室参加に繋がるようにしていきたいと考えております。
議長	ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。
D委員	通所型介護予防というのは、要支援等の認定を受けている方が対象ですか？
高齢者福祉課	対象となる方は、要支援や要介護の認定を受けていない65歳以上の方でございます。
E委員	8ページの介護予防リーダーは、どんな人を対象とし、リーダーとなった後の活動内容はこういったものでしょうか？
高齢者福祉課	特に資格といったものはございません。一般市民の方に広報で呼びかけを行い、まずは研修を受けていただきます。その後、介護予防の普及啓発や通所型教室のお手伝いをお願いしております。
B委員	長寿社会が進む中で、65歳以上を高齢者というのは実態に即していないのではないと思いますが？それとシルバー人材センターの役割は増大していると思います。契約金額はかなりの額に上っておりますが、これの内訳は？
高齢者福祉課	シルバー人材センターの事業ですが、例えば植木の剪定や庭の手入れ、家事の手伝い等がございます。それと行政からの例えば大きな草刈り等の委託事業もできるようになりましたので、そのような金額となっております。それと65歳以上の定義ですが、法律によって高齢者の年齢はまちまちではございますが、世界的に共通しているのは65歳以上を高齢者としております。
議長	この他に何かございませんでしょうか。ございませんでしたら、次に移りたいと思いますが。
	議 事 (3) 佐倉市地域包括支援センターについて
	それでは続きまして、議事3に入らせていただきたいと思います。このことにつきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。
高齢者福祉課	高齢者福祉課の里吉です。地域包括支援センターについて説明します。 資料4「佐倉市地域包括支援センターについて」をご覧ください。 地域包括支援センターは2006年(平成18年4月)から施行された介護保険法で定められた施設です。最初に2006年の介護保険法改正の中で、包括支援センターに係る箇所を抜粋し、地域包括支援センターが設置された経緯について説明させていただきます。

2006年の改正は、2000年介護保険法が設立された時に5年を目途に全般に関して検討し、必要な見直しを行いましょと介護保険法附則第2条に予め定められていましたので、その規定に基づき見直しが行われ、2005年6月に改正介護保険法が成立し、一部は2005年10月から、その他は2006年4月から施行されたものです。この時の改正は、介護保険法設立の経緯と約5年間の実績や課題を踏まえると共に、団塊の世代の方々が65歳の高齢者となり介護保険サービスの利用者となり始める2015年、さらには、後期高齢者となる2025年の高齢者の生活や介護のあるべき姿を見据えて制度の抱える問題への対応を図るため実施されたものです。

設立当初から5年間の課題は1ページ上をご参照ください。この課題を受け、1ページ下表にもある通り、「予防重視型システムへの転換」「施設給付の見直し」「新たなサービス体系の確立」「サービスの質の確保・向上」「負担の在り方・制度運営の見直し」を基本に改正が行われました。また、この改正は、全体として「地域」というものを重視し、「地域包括ケア」の考え方が推進され、この「地域包括ケア」を推進するための中核機関として新たに制度化されたものが「地域包括支援センター」となります。

2ページ目をご覧ください。地域包括支援センターが中核機関となる地域包括ケアについて少し触れたいと思います。地域包括ケアの考え方と言う事で、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続するため、高齢者のニーズや状態の変化に応じ、切れ目なく必要なサービスが提供される体制を整備することです。つまり、介護が必要になる事に加え重篤な医療が必要のある事例・身体障害を併せ持つ事例・家族関係に問題を抱える事例、医療機関や施設から在宅に戻るような事例は社会的支援のニーズは多種多様ですが、様々な関係者や関係機関による支援が切れる事なく担保されるような体制を整備するというものです。この地域包括ケアの体制を整備し、支えながら個別サービスをコーディネートする中核機関として置かれたのが地域包括支援センターになります。

次に地域包括支援センターの設置基準及び業務内容について、触れて行きます。設置の基準ですが、65歳以上高齢者3,000人～6,000人に1カ所配置することになっています。職員の配置については、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の配置が基本となり、高齢者人口に応じ職種の設置人数が定められています。専門3職種の役割ですが、社会福祉士は高齢者の総合相談受付・権利擁護、保健師は介護予防ケアマネジメント、主任ケアマネジャーは包括的・継続的ケアマネジメント支援でございます。

続いて4ページをご覧ください。続いて地域包括支援センターの業務について説明します。地域包括支援センターの業務は、介護保険法第115条の44第1項第2号から第5号に定められた、地域支援事業のうち包括的支援事業と指定介護予防支援事業の実施しと2枚の看板を持っています。包括的支援事業の中では、要支援や要介護になるおそれの高い65歳以上の二次予防事業の対象者（平成22年度の途中から特定高齢者という名称が二次予防事業対象者と変更）を対象とする「介護予防ケアマネジメント」のほか、どのような支援が必要かを把握し適切なサービス提供を支援する「総合相談支援」、認知症などで判断能力が十分でないケースなど、地域住民や民生委員らの支援だけでは十分に問題解決ができない困難事例について本人が尊厳のある生活を送れるよう支援する「権利擁護」、様々な職種や機

関、在宅と施設の連携などの包括的継続的 ケア体制（ネットワーク）の構築、地域のケアマネジャーを支援する「 包括的・継続的ケアマネジメント支援」があります。 もう一つの業務として、指定介護予防支援事業所として、市町村の指定を受け担当圏域に居住する要介護認定の内、要支援 1・2 の認定を受けサービス利用を希望する方に対し、介護が必要にならない事を目標に介護予防プランを作成するものです。要介護 1～5 の認定を受けた方については、民間の居宅介護事業所でプランを作成しております。

続いて5ページをご覧ください。これまで「地域包括ケア」について触れてきましたが、「地域包括ケア」のこの地域とはどの範囲を差すのかと申しますと、同じく2006年の改正時に日常生活圏域を市町村ごとに定めることになりました。日常生活圏域の設定は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、地理的要件、人口や介護サービスを提供する為の施設整備の状況などを勘案し、定めることになっています。佐倉市では、日常生活圏域を 旧町村をベースにした既存のコミュニティ 既存の介護施設等の整備状況と新規の介護施設等の配置構想 各圏域の高齢者人口のバランス 身近な地域で福祉サービスを受用できる範囲を設定のポイントとし、志津北部、志津南部、臼井・千代田、佐倉、根郷・和田・弥富の5圏域としました。

続いて7ページをご覧ください。地域包括支援センターは当初、佐倉市は直営で高齢者福祉課内に1箇所設けてスタートしました。その後、様々な会議の中で検討し、平成21年4月より地域包括支援センターを日常生活圏域毎に設置し、開始したところでございます。

続いて9ページ目ですが佐倉市の地域包括支援センターの設置状況と設置された圏域の高齢者人口・高齢化率掲載しています。先ほど3ページで説明した設置基準の65歳以上人口3,000人～6,000人を大きく超えており、この辺りが課題と考えています。7～9ページは地域包括支援センターの運営法人と設置場所を掲載しています。

10ページ、こちらは、佐倉市の地域包括支援センターの運営法人になっております。12ページまでは、紹介を兼ねまして、地域包括支援センターの場所と写真になっております。

続いて13ページをご覧ください。4ページ目で説明した地域包括支援センターの基本業務に加え、佐倉市では、任意事業の一部、介護予防事業の一部を実施しています。任意事業として、「介護者教室」こちらは、介護についての講義や実習、介護相談を実施するものです。この教室の参加対象は、市内在住で現在介護している方、今後介護をする予定の方となります。同じく任意事業として「介護者のつどい」こちらは、介護者同士の意見交換・介護者の気分転換に繋ぐものと介護相談を実施するものです。参加対象者は介護者または要介護者が市内在住で現在介護をしている方となります。

「住宅改修理由書の作成」こちらは、介護認定を受け、サービスを利用していない方で、介護保険での住宅改修を希望する方に対し申請に必要な「住宅改修理由書」を作成するものとなります。

続いて14ページの介護予防事業として、「佐倉市としとらん塾」こちらは、認知症予防、閉じこもり予防、口腔機能改善、栄養改善（低栄養改善）運動器の機能向上を目的に市内在住の65歳以上の全ての方を対象に実施するものです。

	<p>15ページですが、佐倉市推進懇話会の所掌事務として、地域包括支援センター運営等に関し意見を述べる事が含まれており、地域包括支援センターの運営協議会としての機能も持ち併せておりますので、運営に関する率直なご意見をいただければと思います。16ページの運営協議会は何をするかといいますと、基本的には設置や運営について意見を述べていただき、事務局から実績報告の際に意見をいただくようになります。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
D委員	<p>特定高齢者から二次予防事業の対象者ということで呼び方が変更になるこのことですが、25項目のチェックリストは誰がチェックするのですか。</p>
高齢者福祉課	<p>チェックについてはご本人が行うようになります。平成23年度から把握の方法が変わりまして、チェックリストの実施のみになりました。市内65歳以上の方は4万人弱おり、そのうち要介護・要支援の認定を受けていない方について、今年度から3年かけて志津地区、臼井・千代田地区、根郷・和田・弥富地区と1年ごとに実施していくこととなります。今年度は既に志津地区に25項目のチェックリストを郵送でお送りしております。それについてご本人様にお答えいただき、返送していただいております。返送していただいたものについては、こちらで集計しまして、二次予防事業の対象者になる点数の方がおりましたら、その方に教室のお便り等をお送りいたします。</p>
B委員	<p>専門職種の役割と、主任ケアマネジャーとケアマネジャーの違いを教えてください。</p>
高齢者福祉課	<p>主任ケアマネジャーというのは、実際に地域で働いているケアマネジャーの資格をお持ちで経験が長い方で、より専門的な研修を受けた方が主任ケアマネジャーになりますが、圏域の中で働いているケアマネジャーが例えば困難事例とかを抱えた際にアドバイスを行うなどのような立場にあります。</p>
B委員	<p>地域包括支援センターの配置基準について、これは佐倉市内の場合、基準に照らし合わせていかがな状況でしょうか？</p>
高齢者福祉課	<p>9ページをご覧ください。佐倉市の日常生活圏域毎の人口・高齢者人口がございますが、目安の3,000人～6,000人の一つに対し、高齢者人口は6,000人を超えている状況でございます。</p>
議長	<p>この他に何かございませんでしょうか。ございませんでしたら、次に移りたいと思いますが。</p>
	<p>議 事 (3) 佐倉市地域包括支援センターの実績報告について</p>
高齢者福祉課	<p>資料5の平成22年度地域包括支援センター実績を報告させていただきます。</p>

実績報告書の4ページをご覧ください。佐倉市の地域包括支援センターに配置されている職員数を掲載しております。3職種やこれに準ずる者を1名以上必ず設置しています。

続いて収支の状況です。主な収入は、地域包括支援センターの運営委託料と要支援1・2の方のケアプランをたてた料金が介護給付費より支給される指定介護予防支援事業給付費となります。

続いて、5ページ目以降の各業務の実績を報告します。

介護予防ケアマネジメント業務

相談や訪問活動を通じて、要介護状態に陥る恐れのある方を把握したとき、基本チェックリストを実施して市へ情報提供を行い、また、市が特定高齢者と決定した方に対し、介護予防事業への参加勧奨と必要に応じて介護予防プランを作成し、その方に適した支援を行いました。

総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行っています。高齢者及びその家族等からの相談に対し、その相談内容や緊急度によって、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員の3職種がチームとなり様々な相談に対応していました。平成22年度の相談件数は、平成21年度に比べ544件増加しました。

権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者に対し成年後見制度の活用促進・老人福祉施設等への措置の支援・高齢者虐待への対応・困難事例への対応・消費者被害の防止に努めました。虐待の対応件数を、掲載しています。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員との連携をはじめ、他の様々な職種との協働や地域の関係機関との連携を図るとともに介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントを実現するため介護支援専門員に対する後方支援を行いました。22年度は介護支援専門員からの相談件数が21年度に比べ35件増加しています。また、地域ネットワーク構築のため実施した内容や圏域内で実施された会議や集まりに参加した実績を掲載しています。

その他の業務として、市と地域包括支援センターの連携会議、介護予防普及啓発（ふるさと体操実施回数等）の実績を掲載しています。

続いて、12ページの指定介護予防支援業務として、「要支援1・2」と認定を受けた方に対し、その方の課題を分析し自立に向けたケアプランを作成しプランに基づき適切なサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。13ページにセンターがケアプランを作成し国保連合会へ介護給付費の請求を行った件数を掲載しています。

なお、この業務は一部居宅介護支援事業所に委託することができます。委託先を14～15ページに掲載しています。

16ページは任意事業の実績となります。

19ページには、その他の取り組みを掲載してします。佐倉市では、平成

	<p>22年度において「千葉県認知症地域体制構築モデル事業」を受託し、「認知症にやさしいまち」「認知症になっても安心なまち」を目指し、医療・介護・地域包括支援センター及び地域の社会資源をネットワーク化する「(仮称)認知症地域ネットワーク」の設置にむけて各種事業に着手しました。</p> <p>各地域包括支援センターは日常の業務に加え、このモデル事業の推進に参画し、認知症サポーター養成講座講師(キャラバンメイト)派遣、認知症コーディネーター認定取得、地域資源マップの作成等を通して、地区社会福祉協議会や居宅介護支援事業所その他、認知症に係わる多様な機関との新たな連携を育みました。さらに、昨年11月に開催した「認知症に関する医療連携及び医療と介護の連携研修会」に参加し、医療機関との連携に加わりました。</p> <p>最後に、20ページ目の市の講評を読み上げます。地域包括支援センターの運営を社会福祉法人へ委託して今年度で2年が経過し、各センターにおいては地域の状況を把握し各種関係機関とのネットワークが構築されつつあり、全般的に相談等の対応件数も増加しています。しかしながら、各日常生活圏域で高齢者人口や土地柄も様々であり、相談者や相談内容にも相違があるため、相談実績・虐待対応件数等の件数のみで、各センターの活動を評価できるものではありません。各センターでは、その圏域内で活動する団体が主催する会議や集まりに積極的に参加し、地域包括支援センターの役割を周知するとともに、その地域の状況に応じたネットワーク構築に向けた取り組みに努めています。</p> <p>去る3月11日には東日本大震災という未曾有の事態に遭遇しましたが、各センターにおいては、平素の相談者、利用者への安否確認、民生委員・児童委員、行政からの情報収集や訪問依頼等に対応し高齢者の状況を把握するとともに不安の解消に努めました。</p> <p>今後益々増加する高齢者人口や生活環境の多様化により複雑重症化したケースも増え各センターの業務量も増加して行くことが想定されますので、市は各センターの状況を把握し、業務量に応じた専門職の配置に努めてまいります。</p> <p>以上で、平成22年度地域包括支援センター実績報告を終了いたします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
C委員	<p>介護者のつどいに参加させていただいているのですが、もう少し参加者が増加すれば良いと感じております。広報にも掲載しておりますし、差し迫ったニーズが無いのかもしれませんが、今後も地道な努力を続けていただきたいと思っております。</p>
D委員	<p>私も同様に、地域包括支援センターの職員が凄く頑張っていて、地域に浸透してきていると感じております。</p>
議長	<p>6ページの一人暮らし高齢者に対する安心コール事業がありますが、先日の大震災の時はいかがでしたでしょうか？</p>
高齢者福祉課	<p>地震の際ですと電話が不通になってしまいますので、震災の際には地域包</p>

	<p>括支援センターの職員が安心コールの対象者の方に対して、自転車等を活用して現地を確認しに行きました。</p>
B 委員	<p>指定居宅介護支援事業所がありますが、事業所毎の特徴や特色の違いをホームページ等で情報提供しているのでしょうか？</p>
高齢者福祉課	<p>指定居宅介護支援事業所とは別の事業所になりますが、まず指定居宅介護支援事業所は要支援 1・2の方を対象にケアプランを作成する事業所となります。今ご質問がありました事業所の情報につきましては、佐倉市の介護保険課ホームページにおいて公表しております。</p>
F 委員	<p>地域包括支援センターが非常に役立っていると感じておりますので、ぜひ今後は子育て支援や障害者支援等、多くの方の相談窓口として活用していただければと思うのですが。</p>
高齢者福祉課	<p>現在のところ制度上の問題等もありますし、財源の問題もございしますが、それらの問題が解決されればというところもございします。色々なところからそのようなお声はお聞きしているところではございしますので、検討課題ということにさせていただければと思います。</p>
4 . その他 議 長	<p>どうもありがとうございました。他にはご質問等よろしいでしょうか。それでは、議事 その他に入らせていただきたいと思います。このことにつきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
高齢者福祉課	<p>次回、高齢者福祉・介護保険懇話会については、8月23日(火)午後1時から開催を予定しております。次回の懇話会では、第5期計画の中での施設整備計画について、ご検討をお願いしたいと考えております。</p> <p>以上です。よろしく願いいたします。</p>
5 . 閉 会 議 長	<p>どうもありがとうございました。今までの件に関しまして、ご発言あるいは疑問等がございましたら、今お受けいたしますがいかがでございましょうか。もし、無いようでしたら、本日の議事はすべて終了したということで、平成23年度第一回高齢者福祉検討会を終了させていただきたいと思ひます。委員の皆さま方におかれましては、お忙しい中、ありがとうございました。</p>